

1 電気料金メニューについて

お客さまがご加入を希望される、または現在ご加入されている電気料金メニューは、以下からご確認ください。

高圧業務用電力（契約電力 500kW 未満）は[こちら](#)

高圧業務用電力（契約電力 500kW 以上）は[こちら](#)

高圧電力（契約電力 500kW 未満）は[こちら](#)

高圧電力（契約電力 500kW 以上）は[こちら](#)

2 ご契約の成立および契約期間について

- （1）需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。
- （2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、料金適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）が満了する臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
- （3）契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、臨時電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

3 契約電力

- （1）契約電力が 500 キロワット未満の場合
各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
ただし、臨時電力の契約電力は、所定の計算方法により算定された契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれか小さいものといたします。
※ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。
- （2）契約電力が 500 キロワット以上の場合
契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定め

4 ご請求金額の計算方法等について

- （1）月々の電気料金は、契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
$$\text{電気料金} = \text{基本料金}^{\ast 1} + \text{電力量料金}^{\ast 2} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}^{\ast 4}$$

※1 基本料金=基本料金単価(税込)×契約電力×力率割引または割増し
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
※2 電力量料金=電力量料金単価(税込)×使用電力量±燃料費調整額^{※3}
※3 燃料費調整額=燃料費調整単価(税込)×使用電力量
燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、[こちら](#)からご確認ください。
※4 再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[こちら](#)からご確認ください。
- （2）料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、新たに電気の供給を開始した場合等で、ご使用期間が1か月に満たない場合には、日割り計算を行います。また、記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値を記録する日（計量日）をお知らせしたときは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- （3）お客さまが料金または契約超過金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数について

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

6 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費の負担金等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

・口座振替支払 ・振込用紙支払

※口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※口座振替支払をご希望のお客さまで、振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

8 使用電力量等の計量方法について

- （1）使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、（2）、（4）の場合を除き、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- （2）当社は、料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に30分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、各料金区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各料金区分ごとに合算してえた値といたします。
- （3）料金の算定期間における最大需要電力の計量は、（4）の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読みによります。ただし、

当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

9 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社窓口へ所定の申込書によりお申込みいただけます。
- (2) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由によるものを除き、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が1年以上となる部分については、工事費の精算の対象といたしません。
- (3) 3(1)によって契約電力を定めるお客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約受電設備を新たに設定し、または所定の算定方法によって算定された契約受電設備の総容量もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(2)に準ずるものといたします。

10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
- ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ウ お客さまが約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合、または破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合で、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。
- エ 高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- オ 基本契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他基本契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、その理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
- ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ウ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- エ その他、当社が定める基本契約要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ通知なくその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には契約を解約いたします。

11 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、10 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について の(1)エまたは(2)イもしくはウに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

12 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社（当社が委託した業者を含む）は、当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

13 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

14 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、当社が別途定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける料金表によります。なお、基本契約要綱および料金表は、以下からご確認ください。
- 高圧業務用電力（契約電力500kW未満）のお客さまは [こちら](#)
- 高圧業務用電力（契約電力500kW以上）のお客さまは [こちら](#)
- 高圧電力（契約電力500kW未満）のお客さまは [こちら](#)
- 高圧電力（契約電力500kW以上）のお客さまは [こちら](#)
- (2) 当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける料金表を変更する場合があります。この場合、当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける料金表の変更の内容をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

中部電力株式会社

本社所在地：愛知県名古屋市中区東新町1番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：0120-210-035（法人カスタマーセンター）

当社ホームページ URL <http://www.chuden.co.jp/>

WEBサービス「ビジエネ」 <https://bizene.chuden.jp/>

（受付時間 9時～17時（土曜・日曜、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日は除く）